平成２２年（フ）第２８０号
広島市佐伯区屋代２丁目15番２号
債務者　吉田しのぶ（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２号
広島市西区庚午中４丁目21番26―1109号
債務者　高曲　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１５号
広島市安佐南区緑井２丁目４番19―103号
債務者　佐々木靖治
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０号
広島市安佐北区可部南５丁目14番10―505号
債務者　今井　拓雄
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８号
広島市南区大州１丁目６番７―303号
債務者　中尾上　正
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７号
広島市中区舟入南５丁目５番18―602号
債務者　龍野美代子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８１１号
高知市百石町３丁目13番11号　コーポＩ・301
債務者　岡林　文孝
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９０９号
高知市秦南町１丁目５番31―４号
債務者　島内　祥宏
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７６号
高知市秦南町１丁目５番31―10　コーポミルキーウェイ301号室、住民票上の住所高知市横浜新町５丁目103番地
債務者　中村　将大
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５号
高知県南国市緑ケ丘１丁目806番地　リブハウス・ラビットＩ・203
債務者　大石　祐三
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９号
高知県香南市野市町下井409番地
債務者　野口　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９３号
高知市葛島４丁目４番24号　有沢マンション401
債務者　宮地　えり
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９８号
高知市介良乙1310番地　川添マンション301号
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０２号
高知県長岡郡本山町大石316番地
債務者　大石　恭史
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０８号
高知市山ノ端町40番地　改住21号
債務者　岡田香代子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２２号
高知市南久万５番地３　クレセント南久万101号室
債務者　萩野　裕明
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２５号
高知県香南市野市町新宮22番地４
債務者　森　　千春
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係